

大阪大学産業科学研究所動物実験内規

第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、大阪大学動物実験規程（以下「全学規程」という。）第5条第1号の規定に基づき、大阪大学産業科学研究所（以下「本研究所」という。）における動物実験等並びに実験動物の飼養及び保管を適正に行うため、大阪大学産業科学研究所動物実験委員会の設置等必要な事項を定め、もって科学的、動物愛護及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員及び学生等の安全確保の観点から、動物実験等の適正な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において、使用する用語の意義は、全学規程で使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 この内規は、本研究所において実施されるすべての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、次の各号に掲げる承認を得なければ、本研究所以外の研究機関等（以下「学外機関等」という。）において、動物実験等を行うことができない。

- (1) 学外機関等に動物実験等に関する審議機関がある場合は、学外機関等の承認及び本研究所長の承認
- (2) 学外機関等に動物実験に関する審議機関がない場合は、本研究所長の承認

第2章 委員会

(設置)

第4条 全学規程第7条第1項に基づき、本研究所に、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第5条 委員会は、全学規程第7条第2項に基づき、本研究所長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議し、又は調査し、その結果を本研究所長に対し報告し、又は助言する。

- (1) 本研究所動物実験内規の制定又は改廃に関する事項
- (2) 動物実験計画の内容及び実施方法に関する事項
- (3) 動物実験等に係る施設等に関する事項
- (4) 実験動物の適正な飼養及び保管に関する事項
- (5) 動物実験等の実施状況等に係る自己点検・評価に関する事項
- (6) その他本研究所における動物実験等の適正な実施のために必要な事項

2 委員会は、前項のほか、必要に応じて動物実験責任者に対し、動物実験等の適正な実施に関し報告を求め、又は助言し、若しくは指導することができる。

3 委員会は、動物飼育室及び洗浄準備室（第1研究棟F101室、F103室、F105室）の管理を行うこととする。管理に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第6条 委員会は、動物実験等又は実験動物に関して優れた識見並びに広い視野に立った判断が要求されることを十分に配慮し、次の各号に掲げる委員をもって組織するものとする。

- (1) 産業科学研究所の第3研究部門（生体・分子科学系）から選ばれた専任の教授 1名
- (2) 産業科学研究所の第3研究部門（生体・分子科学系）から選ばれた専任の准教授又は助教 3名
- (3) その他委員会が必要と認めた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 全学規程第6条第4項第1号に基づき本研究所から選出する委員は、委員長をもって充てる。

(委員以外の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第9条 委員会は、必要に応じて、専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、本研究所研究連携課で行う。

第3章 雑則

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 大阪大学産業科学研究所動物実験委員会規程（平成13年4月19日制定）は、廃止する。

3 この規程の施行前に大阪大学産業科学研究所動物実験委員会規程第3条第2号の規定により選出された同委員会委員は、この規程の施行の日に、第4条第4項第1号の規定により委員として選出されたものとみなす。

4 この規程施行後、最初に選出される第4条第6項に定める委員長は、同項の規定にかかわらず、廃止前の大阪大学動物実験委員会規程第2条第1項第6号により選出された委員をもって充てる。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年12月20日から施行する。

○ 大阪大学産業科学研究所動物実験内規に関する申し合わせ

(平成30年12月20日 教授会)

1. 大阪大学産業科学研究所動物実験内規第5条第3項に基づき、動物飼育室及び洗浄準備室（第1研究棟F101室、F103室、F105室）の管理方法について、次のとおり定めるものとする。

(1) 利用を行おうとする者は、動物実験委員会の承認を得なければならない。

(2) 利用に必要な機器及び消耗品は、利用者が準備し、そのための費用は、原則として利用者が負担する。

(3) この申し合わせに定めるもののほか、管理に関する必要な事項は、動物実験委員会で審議する。